



美濃加茂市議会
第2回定例会議案

令和5年6月13日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度美濃加茂市一般会計補正予算（第11号））	1
承第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について）	2 4
承第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	6 4
承第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について）	6 6
承第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定について）	6 8
議第 2 8 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について	6 9
議第 2 9 号	令和5年度美濃加茂市一般会計補正予算（第2号）	7 0
議第 3 0 号	令和5年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第1号）	1 1 4
議第 3 1 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	1 1 9
議第 3 2 号	美濃加茂市農業委員会の委員の任命について	1 2 0
議第 3 3 号	美濃加茂市農業委員会の委員の任命について	1 2 1
議第 3 4 号	美濃加茂市農業委員会の委員の任命について	1 2 2
議第 3 5 号	美濃加茂市農業委員会の委員の任命について	1 2 3
議第 3 6 号	美濃加茂市農業委員会の委員の任命について	1 2 4
議第 3 7 号	美濃加茂市農業委員会の委員の任命について	1 2 5
議第 3 8 号	美濃加茂市農業委員会の委員の任命について	1 2 6
議第 3 9 号	美濃加茂市農業委員会の委員の任命について	1 2 7
議第 4 0 号	美濃加茂市農業委員会の委員の任命について	1 2 8
議第 4 1 号	美濃加茂市農業委員会の委員の任命について	1 2 9
議第 4 2 号	美濃加茂市農業委員会の委員の任命について	1 3 0
議第 4 3 号	美濃加茂市農業委員会の委員の任命について	1 3 1

議第 4 4 号	美濃加茂市農業委員会の委員の任命について	1 3 2
議第 4 5 号	美濃加茂市農業委員会の委員の任命について	1 3 3

承第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年3月27日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月13日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

令和4年度美濃加茂市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ362,483千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,547,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,178,177	230,682	4,408,859
	1 国庫負担金	2,555,567	137,615	2,693,182
	2 国庫補助金	1,608,183	93,067	1,701,250
20 繰越金		1,605,490	131,801	1,737,291
	1 繰越金	1,605,490	131,801	1,737,291
歳入合計		24,185,198	362,483	24,547,681

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		9,111,866	36,360	9,148,226
	3 生活保護費	424,902	36,360	461,262
4 衛生費		1,931,145	326,123	2,257,268
	1 保健衛生費	1,111,970	326,123	1,438,093
歳 出 合 計		24,185,198	362,483	24,547,681

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	188,486
		人件費	6,923
		会計年度任用職員給	8,003
6 商工費	1 商工費	中小企業支援事業	5,300
9 教育費	6 保健体育費	牧野ふれあい広場整備事業	2,838

予算説明書

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	4,178,177	230,682	4,408,859
	1	国庫負担金	2,555,567	137,615	2,693,182
		1 民生費国庫負担金	2,375,305	27,270	2,402,575
		2 衛生費国庫負担金	140,692	110,345	251,037
	2	国庫補助金	1,608,183	93,067	1,701,250
		3 衛生費国庫補助金	205,623	93,067	298,690

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 生活保護費負担金	27,270	1 生活保護費等負担金
1 保健衛生費負担金	110,345	1 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
1 保健衛生費補助金	93,067	1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	1,605,490	131,801	1,737,291
	1	繰越金	1,605,490	131,801	1,737,291
		1 繰越金	1,605,490	131,801	1,737,291

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	131,801	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 3 生活保護費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	9,111,866	36,360	9,148,226	27,270	9,090
	3	生活保護費	424,902	36,360	461,262	27,270	9,090
		2 扶 助 費	289,269	36,360	325,629	国庫支出金 27,270	9,090

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
19 扶助費	36,360	生活扶助費 490 住宅扶助費 300 医療扶助費 34,186 葬祭扶助費 186 施設事務費 325 介護扶助費 440 行旅病死亡人救助費 433	生活保護扶助費 36,360

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

4	1	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		衛生費	1,931,145	326,123	2,257,268	203,412	122,711
	1	保健衛生費	1,111,970	326,123	1,438,093	203,412	122,711
	7	新型コロナウイルスワクチン接種費	218,350	326,123	544,473	国庫支出金 203,412	122,711

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	6,715	健康被害調査委員会委員報酬 96 時間額任用職員 6,619	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 311,197 人件費 6,923 会計年度任用職員給 8,003
3 職員手当等	7,643	時間外勤務手当 6,923 期末手当 720	
4 共済費	400	職員共済組合負担金	
8 旅費	264	通勤に係る費用弁償	
10 需用費	2,360	消耗品費 1,020 印刷製本費 1,340	
11 役務費	13,767	郵便料 7,089 ワクチン運搬費 4,373 国保連支払手数料 2,160 医療従事者保険 145	
12 委託料	151,055	コールセンター事務 14,365 接種券・予診票作成 9,900 予約接種システム改修 4,400 ワクチン管理 12,045 個別接種 110,345	
13 使用料及び賃借料	6,412	コピー機使用料 1,594 パソコン及び周辺機器使用料 2,178 事務機器等借上料 660 接種予約システム使用料 1,980	
14 工事請負費	29	仮設電気配線	
18 負担金、補助及び交付金	14,767	移動支援負担金 192 個別接種支援交付金 14,575	
22 償還金、利子及び割引料	122,711	国庫補助金返還金	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3		26,952	8,479 (4.4)			8,477	43,908	6,129	50,037	
	議 員	16	70,607		30,359 (4.4)				100,966	22,633	123,599	
	その他の 特別職	1,609	82,215						82,215		82,215	
	計	1,628	152,822	26,952	38,838			8,477	227,089	28,762	255,851	
補正前	長 等	3		26,952	8,479 (4.4)			8,477	43,908	6,129	50,037	
	議 員	16	70,607		30,359 (4.4)				100,966	22,633	123,599	
	その他の 特別職	1,609	82,119						82,119		82,119	
	計	1,628	152,726	26,952	38,838			8,477	226,993	28,762	255,755	
比較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職		96						96		96	
	計		96						96		96	

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	808 (1)	636,920	1,170,662	946,784	2,754,366	481,914	3,236,280	
補正前	808 (1)	630,301	1,170,662	939,141	2,740,104	481,514	3,221,618	
比較		6,619		7,643	14,262	400	14,662	

()内は内短時間勤務職員数を計上

区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	32,376	37,700	16,682	14,368	30	129,007	37,462	283,312	216,360	1,074	178,413
補正前	32,376	37,700	16,682	14,368	30	122,084	37,462	282,592	216,360	1,074	178,413	
比較						6,923		720				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	323 (1)		1,170,662	897,921	2,068,583	393,442	2,462,025	
補正前	323 (1)		1,170,662	890,998	2,061,660	393,442	2,455,102	
比較				6,923	6,923		6,923	

()内は内短時間勤務職員数を計上

区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	32,376	37,700	16,682	14,368	30	129,007	37,462	234,449	216,360	1,074	178,413
補正前	32,376	37,700	16,682	14,368	30	122,084	37,462	234,449	216,360	1,074	178,413	
比較						6,923						

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	485	636,920		48,863	685,783	88,472	774,255	
補正前	485	630,301		48,143	678,444	88,072	766,516	
比較		6,619		720	7,339	400	7,739	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	期末 手当 (千円)
	補正後	48,863
	補正前	48,143
	比較	720

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考	
職員 手当	7,643	その他の 増減分	7,643	時間外手当	6,923
				期末手当	720

承第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月13日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市税条例の一部を改正する条例

美濃加茂市税条例（昭和29年美濃加茂市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、規則で定める様式によつて納税者の住所（法人にあつては、所在地）及び氏名（法人にあつては、名称）並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 (6) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納	(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、規則で定める様式によつて納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 (6) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納

入するために用いる文書で、規則で定める様式によつて特別徴収義務者の住所（法人にあつては、所在地）及び氏名（法人にあつては、名称）並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第10条の2 （略）

2・3 （略）

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2)・(3) （略）

5～7 （略）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第26条の10 （略）

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

3 （略）

入するために用いる文書で規則に定める様式によつて特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第10条の2 （略）

2・3 （略）

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事業の詳細

(2)・(3) （略）

5～7 （略）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第26条の10 （略）

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 （略）

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第28条の3の2 (略)

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出され

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第28条の3の2 (略)

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたもの

たものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第34条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法等）

第29条の2 個人の市民税は、第32条の2の2、第32条の5の2第1項、第32条の5の5又は第34条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 （略）

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

（個人の市民税の納税通知書）

第31条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第32条の5第1項又は第32

とみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第34条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収方法）

第29条の2 個人の市民税の徴収については、第32条の2の2、第32条の5の2第1項、第32条の5の5又は第34条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。

2 （略）

（市民税の納税通知書）

第31条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額（第32条の5第1項又は第32条の5の6第1項の

条の5の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないことになつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第32条の5第1項又は第32条の5の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第32条の2の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第28条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与

規定によつて徴収されないことになつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第32条の5第1項又は第32条の5の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第32条の2の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げるもののうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。)以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によつて特別徴収の方法によつて、徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第28条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給

所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をするものとなつた者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により

与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をするものとなつた者(所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて当該異動によつて従前の給与の支払をするものから給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割の合算額(既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の

徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があつた場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第32条の4 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第32条の4 前条の特別徴収義務者は、法第321条の5の規定による月割額を徴収し、その月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によつて納入しなければならない。

2 特別徴収の方法によつて個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の

属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全部に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の金額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によつて徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第32条の5 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第30条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合において直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の規定の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者か

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第32条の5 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第30条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収す

べき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収）

第32条の5の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第32条の5の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第32条の2の2第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第32条の5の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10

ら徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）においては、当該過納又は誤納に係る税額は法第17条の規定の例によつて当該納税者に還付する。ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、法第17条の2の規定の例によつてこれに充当する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第32条の5の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第32条の2の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第32条の5の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年

月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には、当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 30 条第 1 項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第 32 条の 5 の 6 法第 321 条の 7 の 7 第 1 項又は第 3 項（これらの規定を法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第 30 条第 1 項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第 321 条の 7 の 7 第 3 項（法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に

金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には、当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 30 条第 1 項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第 32 条の 5 の 6 法第 321 条の 7 の 7 第 1 項又は第 3 項（これらの規定を法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第 30 条第 1 項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 法第 321 条の 7 の 7 第 3 項（法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に

係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（法人の市民税の申告納付）

第32条の6 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければなら

係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

（法人の市民税の申告納付）

第32条の6 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならぬ。

ない。

2～4 (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第32条の8 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とす

2～4 (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第32条の8 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限

る。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

(市民税の減免)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当

とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき減額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

(市民税の減免)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当

する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号のほか、特別の事由があるもの

2～3 (略)

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第42条の6 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所(法人にあつては、所在地)及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)

第42条の6の2 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所(法人にあつては、所在地)及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号の外、特別の事由あるもの

2～3 (略)

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第42条の6 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)

第42条の6の2 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(3) (略)

(4) 各共用土地納税義務者の住所(法人にあつては、所在地)及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)、各共用土地納税義務者の共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合並びに当該各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第55条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第55条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第55条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第55条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第55条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められ

(2)～(3) (略)

(4) 各共用土地納税義務者の住所及び氏名、各共用土地納税義務者の共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合並びに当該各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第55条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第55条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第55条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第55条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第55条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められ

た場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第55条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所（法人にあつては、所在地）及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

(2)～(4) （略）

(5) 各特定被災共用土地納税義務者の住所（法人にあつては、所在地）及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(6) （略）

3・4 （略）

（固定資産税の減免）

第52条 （略）

2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所（法人にあつては、所在地）及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

(2)～(5) （略）

3 （略）

た場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第55条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(4) （略）

(5) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(6) （略）

3・4 （略）

（固定資産税の減免）

第52条 （略）

2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(5) （略）

3 （略）

(住宅用地の申告)

第55条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月10日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所 (法人にあつては、所在地) 及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(被災住宅用地の申告)

第55条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所 (法人にあつては、所

(住宅用地の申告)

第55条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月10日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名 又は名称

(2)～(4) (略)

2 (略)

(被災住宅用地の申告)

第55条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名 又は名称並

在地及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地(この号及び次号において「被災住宅用地」という。)の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所(法人にあつては、所在地)及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)並びに当該被災住宅用地の所在及び地積

(3)～(6) (略)

2 (略)

(現所有者の申告)

第55条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所(法人にあつては、所在地)、氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)及び次号に規定する個人との関係

(2)・(3) (略)

(種別割の税率)

第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地(この号及び次号において「被災住宅用地」という。)の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地積

(3)～(6) (略)

2 (略)

(現所有者の申告)

第55条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係)

(2)・(3) (略)

(種別割の税率)

第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自動車

イ～ハ (略)

ニ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第71条 (略)

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所(法人にあつては、所在地)及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(3)～(8) (略)

3 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第80条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告

(1) 原動機付自動車

イ～ハ (略)

ニ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第71条 (略)

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称

(3)～(8) (略)

3 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第80条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告

納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計額(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第78条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34条の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第78条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第83条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。

納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計額(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第78条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第78条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第83条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第83条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 (略)

(特別土地保有税の減免)

第126条の3 (略)

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所 (法人にあつては、所在地) 及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第140条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちに、その旨を申告しなければならない。

(1) 住所 (法人にあつては、所在地) 及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(2)～(3) (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第83条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 (略)

(特別土地保有税の減免)

第126条の3 (略)

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名 又は名称

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第140条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちに、その旨を申告しなければならない。

(1) 住所 及び氏名 又は名称

(2)～(3) (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民

税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第40条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第40条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

18 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

19 (略)

20 法附則第15条の9の3第1項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所(法人にあつては、所在地)及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(2)・(3) (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所(法人にあつては、所在地)及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(2)～(4) (略)

3 法附則第15条の8第1項の家屋について

の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

18 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

19 (略)

20 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は、零とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) (略)

3 法附則第15条の8第1項の家屋について

て、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所 (法人にあつては、所在地) 及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(2)・(3) (略)

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所 (法人にあつては、所在地) 及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(2)・(3) (略)

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所 (法人にあつては、所在地) 及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(2)・(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けよ

て、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名 又は名称

(2)・(3) (略)

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名 又は名称

(2)・(3) (略)

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名 又は名称

(2)・(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けよ

うとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所(法人にあつては、所在地)及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(2)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所(法人にあつては、所在地)及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(2)～(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所(法人にあつては、所在地)及び氏名(法人にあつては、名称及

うとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

び代表者氏名)

(2)～(6) (略)

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所(法人にあつては、所在地)及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(2)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所(法人にあつては、所在地)及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(2)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内

(2)～(6) (略)

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) (略)

に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所（法人にあつては、所在地）及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

1.2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所（法人にあつては、所在地）及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

(2)～(4) （略）

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) （略）

1.3 法附則第15条の11第1項の改修実

1.1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) （略）

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) （略）

1.2 法附則第15条の11第1項の改修実

演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所（法人にあつては、所在地）及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

(2)～(6) (略)

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第6条の4 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第36条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつても同じ。）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。）

(1) 納税義務者の住所（法人にあつては、所在地）及び氏名（法人にあつては、名称及

演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) (略)

び代表者氏名)並びに当該納税義務者が令
附則第12条の6第1項第3号から第5
号まで又は第3項第3号から第5号まで
に掲げる者である場合にあつては、同条第
1項第1号若しくは第2号又は第3項第
1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の4第1項に規定する
被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦
課期日において存した家屋の所有者及び
家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附
則第16条の4第1項(同条第2項におい
て準用する場合及び同条第6項(同条第7
項において準用する場合を含む。)の規定
により読み替えて適用される場合を含
む。)の規定の適用を受けようとする土地
を法第349条の3の2第1項に規定す
る家屋の敷地の用に供する土地として使
用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に
関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項(同条第2項に
おいて準用する場合を含む。)の規定の適用
を受ける土地に係る令和5年度分及び令和
6年度分の固定資産税については、第55条
の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特
定被災共用土地(以下この項において「特定
被災共用土地」という。)に係る固定資産税
額の按分の申出は、同条第4項に規定する特
定被災共用土地納税義務者(以下この項にお
いて「特定被災共用土地納税義務者」とい
う。)の代表者が毎年1月31日までに次に
掲げる事項を記載した申出書を市長に提出
して行わなければならない。

(1) 代表者の住所(法人にあつては、所在地)及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第12条 (略)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第12条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第12条の2 法第451条第1項第1号(同

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第12条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第12条の6 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第13条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車
両番号の指定(次項から第4項までにおいて

条第4項又は第5項において準用する場合
を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自
家用のものに限る。以下この条において同
じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車
の取得が令和元年10月1日から令和3年
12月31日までの間(附則第12条の6第
3項において「特定期間」という。)に行わ
れたときに限り、第64条第1項の規定にか
かわらず、軽自動車税の環境性能割を課さな
い。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第12条の2の2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第12条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗
用のものに対する第65条の4(第2号に係
る部分に限る。)及び前項の規定の適用につ
いては、当該軽自動車の取得が特定期間に行
われたときに限り、これらの規定中「100
分の2」とあるのは、「100分の1」とす
る。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第13条 法附則第30条第1項に規定する
3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車
両番号の指定(次項から第8項までにおいて

「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ (イ)	3,900円	2,000円
第2号イ (ウ)(a)	6,900円 10,800	3,500円 5,400円

	円	
第 2 号 イ	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円
(ウ) (b)	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円

4 法附則第 3 0 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 6 6 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号 イ (イ)	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
第 2 号 イ (ウ) (a)	6, 9 0 0 円 1 0, 8 0 0 円	5, 2 0 0 円 8, 1 0 0 円
第 2 号 イ (ウ) (b)	3, 8 0 0 円 5, 0 0 0 円	2, 9 0 0 円 3, 8 0 0 円

5 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 6 6 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ（ウ）（a）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ（イ）中「3,900円」

に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回

とあるのは「3,000円」と、同号イ(ウ)(a)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第14条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項にお

車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第14条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項にお

いて同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第23条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第36条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつて

いて同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第23条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第36条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつて

も同じ。)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所(法人にあつては、所在地)及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(4) (略)

2 (略)

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所(法人にあつては、所在地)及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(2)～(5) (略)

4 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止

も同じ。)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(4) (略)

2 (略)

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(5) (略)

4 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条

若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第26条の8の規定を適用する。

第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第26条の8の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第66条第1号ニの改正及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の美濃加茂市税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第14条第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第26条の10第2項並びに第29条の2の見出し及び同条第1項の改正、同条に1項を加える改正並びに第31条、第32条の2の2、第32条の5、第32条の5の2及び第32条の5の6の改正並びに附則第12条の2の2の改正（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第14条第3項の改正並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（改正後の条例附則第14条第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第28条の3の2の改正及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第28条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき美濃加茂市税条例第28条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 改正後の条例第66条第1号ニ及び附則第14条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の美濃加茂市税条例附則第12条の2及び第12条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例附則第12条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例附則第13条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月13日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例

美濃加茂市都市計画税条例（昭和32年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (法附則第15条第32項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合)	附 則 1 (略) (法附則第15条第33項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)

<p>4 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>6～13 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>14 (略)</p> <p>15 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>4 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>6～13 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>14 (略)</p> <p>15 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第●号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における改正後の条例附則第15項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

承第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年5月8日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

令和5年6月13日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="320 1406 405 1435">附 則</p> <p data-bbox="240 1525 799 1603">この条例は、昭和42年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="906 1406 991 1435">附 則</p> <p data-bbox="863 1462 1018 1491"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="831 1525 1385 1603">1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="855 1632 1385 1760"><u>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）</u></p> <p data-bbox="831 1794 1385 2018">2 防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感</p>

染症」という。) から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときに支給する。この場合において、第3条に規定する手当は、支給しない。

3 前項に規定する手当の額は、勤務1日につき、次に掲げる額を支給する。

(1) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事したとき 4, 000円

(2) 前号に掲げる作業以外の作業に従事したとき 3, 000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

承第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年5月29日次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月13日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

和解及び損害賠償額の決定について

次のとおり車両に損害を与えたことによる損害賠償の額を決定し、和解する。

- | | | |
|---|-----------|--------------|
| 1 | 損害賠償の総額 | 1, 108, 096円 |
| | 上記金額の内訳 | |
| | (1) 車両修理代 | 695, 596円 |
| | (2) 代車費用 | 412, 500円 |

2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

- (1) 美濃加茂市は、相手方の被った損害賠償金として1, 108, 096円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

議第 28 号

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例を下記のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 13 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例

市長及び副市長の給料月額、美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 41 年美濃加茂市条例第 21 号）第 3 条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から当該金額の 100 分の 10 に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この条例は、令和 5 年 7 月 31 日限り、その効力を失う。

議第 29 号

令和 5 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 297,626 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,132,785 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 13 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		163,122	2,177	165,299
	2 負担金	163,071	2,177	165,248
15 国庫支出金		3,392,068	132,873	3,524,941
	2 国庫補助金	982,152	132,873	1,115,025
16 県支出金		1,673,236	54,114	1,727,350
	2 県補助金	462,363	54,114	516,477
18 寄附金		700,000	300	700,300
	1 寄附金	700,000	300	700,300
19 繰入金		1,253,892	1,600	1,255,492
	1 基金繰入金	1,253,889	1,600	1,255,489
20 繰越金		550,000	85,169	635,169
	1 繰越金	550,000	85,169	635,169
21 諸収入		693,375	7,993	701,368
	5 雑入	523,460	7,993	531,453
22 市債		1,155,900	13,400	1,169,300
	1 市債	1,155,900	13,400	1,169,300
歳入合計		22,835,159	297,626	23,132,785

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,364,127	3,600	3,367,727
	1 総務管理費	2,827,800	3,600	2,831,400
3 民生費		8,755,903	40,126	8,796,029
	2 児童福祉費	3,863,837	40,126	3,903,963
4 衛生費		1,568,538	153,745	1,722,283
	1 保健衛生費	751,254	31,745	782,999
	3 上水道費	1,098	122,000	123,098
7 土木費		2,679,667	40,675	2,720,342
	2 道路橋りょう費	993,483	37,275	1,030,758
	4 都市計画費	1,462,798	3,400	1,466,198
8 消防費		721,398	6,480	727,878
	1 消防費	721,398	6,480	727,878
9 教育費		2,784,730	53,000	2,837,730
	1 教育総務費	461,774	28,000	489,774
	6 保健体育費	1,069,151	25,000	1,094,151
歳 出	合 計	22,835,159	297,626	23,132,785

第 2 表

債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
中山道会館管理運營業務	自 令 和 6 年 度 至 令 和 1 0 年 度	115,000

第 3 表 地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
橋りょう補修事業	千円 27,900	証書借入	年1.8%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その借入先と 協定するもの による。ただ し、市財政の 都合により繰 上償還又は低 利に借換えす ることができる。	千円 41,300	変更なし	変更なし	変更なし

予算説明書

2 歳 入

(款) 13 分担金及び負担金
(項) 2 負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
13		分担金及び負担金	163,122	2,177	165,299
	2	負 担 金	163,071	2,177	165,248
	7	教育費負担金	30,251	2,177	32,428

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 保健体育費 負担金	2,177	1 学校給食センター運営費負担金

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,392,068	132,873	3,524,941
	2	国庫補助金	982,152	132,873	1,115,025
	2	民生費国庫補助金	342,665	2,100	344,765
	3	衛生費国庫補助金	53,514	59,949	113,463
	4	土木費国庫補助金	332,479	20,001	352,480
	5	教育費国庫補助金	111,265	50,823	162,088

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	2,100	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金
3 上水道費補助金	59,949	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金
1 道路橋りょう費補助金	18,301	1 道路メンテナンス事業費補助金（橋りょう補修事業）
2 都市計画費補助金	1,700	1 社会資本整備総合交付金（都市公園整備事業）
1 教育総務費補助金	28,000	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金
6 保健体育費補助金	22,823	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1,673,236	54,114	1,727,350
	2	県補助金	462,363	54,114	516,477
	2	民生費県補助金	326,288	22,669	348,957
	3	衛生費県補助金	8,019	31,445	39,464

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 児童福祉費補助金	22,669	1 高等学校就学準備等支援事業費補助金
1 保健衛生費補助金	31,445	1 第2子以降出産祝金支給事業費補助金

(款) 18 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		寄 附 金	700,000	300	700,300
	1	寄 附 金	700,000	300	700,300
	2	衛生費寄附金	0	300	300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費 寄附金	300	1 保健衛生費寄附金

(款) 19 繰入金
 (項) 1 基金繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰入金	1,253,892	1,600	1,255,492
	1	基金繰入金	1,253,889	1,600	1,255,489
	3	国際交流基金繰入金	2,914	1,600	4,514

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 国際交流基金繰入金	1,600	1 国際交流基金繰入金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	550,000	85,169	635,169
	1	繰越金	550,000	85,169	635,169
		1 繰越金	550,000	85,169	635,169

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	85,169	1 前年度繰越金

(款) 21 諸収入
(項) 5 雑収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
21		諸収入	693,375	7,993	701,368
	5	雑収入	523,460	7,993	531,453
	5	雑収入	167,562	7,993	175,555

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 総務費雑入	2,000	1 移住・定住・交流推進支援事業助成金
8 消防費雑入	5,993	1 消防団員退職報償金

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
22		市 債	1,155,900	13,400	1,169,300
	1	市 債	1,155,900	13,400	1,169,300
		4 土 木 債	428,000	13,400	441,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 道路橋りょう債	13,400	1 橋りょう補修事業

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	6	7	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								特定財源	一般財源
				総務費	3,364,127	3,600	3,367,727	3,600	
				総務管理費	2,827,800	3,600	2,831,400	3,600	
				企画費	1,455,797	2,000	1,457,797	諸収入 2,000	
				市民まちづくり推進費	118,967	1,600	120,567	繰入金 1,600	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
7 報 償 費	1,028	講師謝礼	移住して暮らし始めるための支援事業 2,000
10 需 用 費	24	消耗品費	
12 委 託 料	852	古民家活用事業	
13 使用料及び 賃借料	96	通信機器借上料	
8 旅 費	1,600	特別旅費	国際交流事業 1,600

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

3	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民 生 費	8,755,903	40,126	8,796,029	24,769	15,357
		児童福祉費	3,863,837	40,126	3,903,963	24,769	15,357
	1	児童福祉総務費	210,759	22,669	233,428	県支出金 22,669	
	4	保育園施設費	835,498	5,889	841,387	国庫支出金 2,100	3,789
	6	学童保育費	114,296	11,568	125,864		11,568

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
3 職員手当等	100	時間外勤務手当	高等学校就学準備等支援金給付事業 22,569
10 需用費	160	消耗品費 100 印刷製本費 60	人件費 100
11 役務費	214	郵便料 71 口座振込手数料 143	
12 委託料	2,695	システム改修	
19 扶助費	19,500	高等学校就学準備等支援金	
12 委託料	3,789	加茂野保育園遊戯棟改修案調査検討	公立保育園施設管理運営事業 5,889
18 負担金、補助及び交付金	2,100	保育所等給食費負担軽減補助金	
12 委託料	11,568	学童保育事業運営	放課後児童健全育成事業 11,568

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

4	1	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		衛生費	1,568,538	153,745	1,722,283	91,694	62,051
	1	保健衛生費	751,254	31,745	782,999	31,745	
	1	保健衛生総務費	324,754	31,745	356,499	県支出金 31,445 寄附金 300	
	3	上水道費	1,098	122,000	123,098	59,949	62,051
	1	上水道費	1,098	122,000	123,098	国庫支出金 59,949	62,051

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	1,027	時間額任用職員	第2子以降出産祝い金支給事業 29,898
3 職員手当等	310	時間外勤務手当 243 期末手当 67	人件費 243 会計年度任用職員給 1,304 健康づくり事業 300
4 共済費	170	職員共済組合負担金	
8 旅費	40	通勤に係る費用弁償	
10 需用費	343	消耗品費 243 印刷製本費 100	
11 役務費	160	郵便料 61 口座振込手数料 99	
12 委託料	2,695	システム改修	
19 扶助費	27,000	第2子以降出産祝い金	
18 負担金、補助及び交付金	122,000	水道事業会計負担金	水道事業負担金 122,000

(款) 7 土木費
(項) 2 道路橋りょう費

7	2	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		土木費	2,679,667	40,675	2,720,342	33,401	7,274
	2	道路橋りょう費	993,483	37,275	1,030,758	31,701	5,574
	3	橋りょう維持費	116,530	37,275	153,805	国庫支出金 18,301 市債 13,400	5,574
	4	都市計画費	1,462,798	3,400	1,466,198	1,700	1,700
	4	公園費	203,468	3,400	206,868	国庫支出金 1,700	1,700

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考	
区 分	金 額			
14 工事請負費	37,275	橋りょう補修	橋りょう補修事業	37,275
12 委託料	3,400	公園長寿命化計画策定	都市公園整備事業	3,400

(款) 8 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8		消 防 費	721,398	6,480	727,878	5,993	487
	1	消 防 費	721,398	6,480	727,878	5,993	487
		1 消 防 費	639,443	6,480	645,923	諸収入 5,993	487

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
7 報 償 費	6,480	退職消防団員報償	消防団活動事業 6,480

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

9	1	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	2,784,730	53,000	2,837,730	53,000	
	1	教育総務費	461,774	28,000	489,774	28,000	
	2	事務局費	400,664	28,000	428,664	国庫支出金 28,000	
	6	保健体育費	1,069,151	25,000	1,094,151	25,000	
	3	学校給食センター費	672,306	25,000	697,306	国庫支出金 22,823 分担金負担金 2,177	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	28,000	学校教材費等支援補助金	学校教材費等支援事業 28,000
10 需用費	25,000	給食材料費	給食材料費 25,000

給 与 費 明 細 書

1 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	759 (1)	595,322	1,183,916	928,485	2,707,723	494,643	3,202,366	
補正前	758 (1)	594,295	1,183,916	928,075	2,706,286	494,473	3,200,759	
比較	1	1,027		410	1,437	170	1,607	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	32,796	38,110	15,320	13,944	30	109,040	36,866	306,144	219,470	1,065	155,700	
	補正前	32,796	38,110	15,320	13,944	30	108,697	36,866	306,077	219,470	1,065	155,700	
	比較						343		67				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	334 (1)		1,183,916	875,280	2,059,196	412,243	2,471,439	
補正前	334 (1)		1,183,916	874,937	2,058,853	412,243	2,471,096	
比較				343	343		343	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	32,796	38,110	15,320	13,944	30	109,040	36,866	252,939	219,470	1,065	155,700	
	補正前	32,796	38,110	15,320	13,944	30	108,697	36,866	252,939	219,470	1,065	155,700	
	比較						343						

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	425	595,322		53,205	648,527	82,400	730,927	
補正前	424	594,295		53,138	647,433	82,230	729,663	
比較	1	1,027		67	1,094	170	1,264	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	期末 手当 (千円)
	補正後	53,205
	補正前	53,138
	比較	67

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考	
職員手当	410	その他の 増減分	410 時間外手当	343	
			期末手当	67	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額	
		期 間	金 額
中山道会館管理運営業務	千円 115,000		

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円			千円	千円
R6-R10	115,000				115,000

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	7,655,598	7,758,053	1,059,900	806,077	8,011,876
(1) 総務	125,688	132,921	75,900	12,606	196,215
(2) 民生	607,100	646,492	82,200	42,784	685,908
(3) 衛生	304,800	304,800		21,470	283,330
(4) 農林	135,337	118,814		12,872	105,942
(5) 商工	5,796	3,585	2,600	2,058	4,127
(6) 土木	1,862,606	1,920,427	505,000	247,171	2,178,256
(7) 消防	1,123,446	1,205,392		97,477	1,107,915
(8) 教育	3,490,825	3,425,622	394,200	369,639	3,450,183
2 災害復旧債	37,012	37,858		4,374	33,484
(1) 補助災害	2,300	4,234		253	3,981
(2) 単独災害	34,712	33,624		4,121	29,503
3 その他	7,961,485	7,634,401	260,000	697,005	7,197,396
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	161,151	124,180		31,150	93,030
(3) 財源対策債等	51,465	29,438		9,524	19,914
(4) 臨時財政対策債	7,748,869	7,480,783	260,000	656,331	7,084,452
合 計	15,654,095	15,430,312	1,319,900	1,507,456	15,242,756

議第30号

令和5年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度美濃加茂市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和5年度美濃加茂市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	収 入		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 水道事業収益	1,667,188 千円	0 千円	1,667,188 千円
第1項 営業収益	1,368,226 千円	△122,000 千円	1,246,226 千円
第2項 営業外収益	298,962 千円	122,000 千円	420,962 千円

令和5年6月13日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

令和5年度美濃加茂市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入

収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			1,667,188	0	1,667,188
	1 営業収益		1,368,226	△ 122,000	1,246,226
		1 給水収益	1,330,967	△ 122,000	1,208,967
	2 営業外収益		298,962	122,000	420,962
		5 他会計補助金	0	122,000	122,000

令和5年度美濃加茂市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	15,499
減価償却費	531,270
賞与引当金の増減額(減少は△)	579
長期前受金戻入益	△ 295,675
受取利息及び配当金	△ 1,722
支払利息	11,030
資産減耗費	48,307
未収金の増減額(増加は△)	△ 10,122
たな卸資産の増減額(増加は△)	△ 97
未払金の増減額(減少は△)	△ 6,257
その他流動負債の増減額(減少は△)	1,364
小計	294,176
利息及び配当金の受取額	1,722
利息の支払額	△ 11,030
業務活動によるキャッシュ・フロー	284,868
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 426,959
国庫補助金等による収入	40,881
一般会計からの繰入金による収入	222
工事負担金の受入による収入	70,803
分担金の受入による収入	87,330
他会計貸付金による支出	△ 215,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 442,723
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 90,150
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 90,150
IV 資金増加額(又は減少額)	△ 248,005
V 資金期首残高	1,977,774
VI 資金期末残高	1,729,769

令和5年度美濃加茂市水道事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
	(1) 有 形 固 定 資 産		
	イ 土 地	465,589	
	ロ 建 物	1,011,333	
	減価償却累計額	<u>△ 317,197</u>	694,136
	ハ 構 築 物	19,188,317	
	減価償却累計額	<u>△ 9,241,350</u>	9,946,967
	ニ 機 械 及 び 装 置	2,157,013	
	減価償却累計額	<u>△ 1,616,413</u>	540,600
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	19,888	
	減価償却累計額	<u>△ 15,375</u>	4,513
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	38,570	
	減価償却累計額	<u>△ 25,910</u>	12,660
	ト 建 設 仮 勘 定	<u>29,350</u>	
	有形固定資産合計		11,693,815
	(2) 投資その他の資産		
	イ 投資有価証券	500,000	
	ロ 他会計貸付金	<u>577,000</u>	
	投資その他の資産合計		<u>1,077,000</u>
	固定資産合計		12,770,815
2	流 動 資 産		
	(1) 現 金 預 金	1,729,769	
	(2) 未 収 金	212,612	
	貸倒引当金	<u>△ 500</u>	212,112
	(3) 貯 蔵 品	1,143	
	(4) その他流動資産	<u>1,341</u>	
	流動資産合計		<u>1,944,365</u>
	資 産 合 計		<u>14,715,180</u>

負債の部

3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の			
	財源に充てる債			
	ための企業債			
	企業債合計	<u>413,039</u>	413,039	
	(2) 引当金			
	イ 退職給付引当金	<u>93,520</u>		
	引当金合計		<u>93,520</u>	
	固定負債合計			506,559
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の			
	財源に充てる債			
	ための企業債			
	企業債合計	<u>83,397</u>	83,397	
	(2) 未払金		296,695	
	(3) 前受金		0	
	(4) 引当金			
	イ 賞与引当金	<u>7,341</u>		
	引当金合計		7,341	
	(5) その他流動負債		<u>14,766</u>	
	流動負債合計			402,199
5	繰延収益			
	長期前受金		11,886,853	
	収益化累計額		<u>△ 6,007,560</u>	
	繰延収益合計			<u>5,879,293</u>
	負債合計			<u>6,788,051</u>
資本の部				
6	資本金			6,871,250
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	イ 補助金	<u>4,164</u>		
	資本剰余金合計		4,164	
	(2) 利益剰余金			
	イ 減債積立金	646,066		
	ロ 建設改良積立金	300,000		
	ハ 当年度未処分			
	利益剰余金	<u>105,649</u>		
	利益剰余金合計		<u>1,051,715</u>	
	剰余金合計			<u>1,055,879</u>
	資本合計			<u>7,927,129</u>
	負債資本合計			<u>14,715,180</u>

議第31号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり車両に損害を与えたことによる損害賠償の額を決定し、和解することについて、議会の議決を求める。

令和5年6月13日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

1 損害賠償の総額	520,256円
上記金額の内訳	
(1) 車両修理代	446,006円
(2) 代車費用	74,250円

2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

- (1) 美濃加茂市は、相手方の被った損害賠償金として520,256円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

議第 3 2 号

美濃加茂市農業委員会の委員の任命について

美濃加茂市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 中 島 良 紀
生年月日

議第 3 3 号

美濃加茂市農業委員会の委員の任命について

美濃加茂市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 林 江 梨 子
生年月日

議第 3 4 号

美濃加茂市農業委員会の委員の任命について

美濃加茂市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 鬼 頭 昌 章
生年月日

議第 3 5 号

美濃加茂市農業委員会の委員の任命について

美濃加茂市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 座 馬 利 裕
生年月日

議第36号

美濃加茂市農業委員会の委員の任命について

美濃加茂市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月13日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所
氏 名 佐 口 宏 章
生年月日

議第 37 号

美濃加茂市農業委員会の委員の任命について

美濃加茂市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 13 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 酒 向 孝 志
生年月日

議第 38 号

美濃加茂市農業委員会の委員の任命について

美濃加茂市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 13 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 堀 部 祐 樹
生年月日

議第 39 号

美濃加茂市農業委員会の委員の任命について

美濃加茂市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 13 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 藤 吉 正 道
生年月日

議第40号

美濃加茂市農業委員会の委員の任命について

美濃加茂市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月13日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所
氏 名 間 宮 子 鈴
生年月日

議第 4 1 号

美濃加茂市農業委員会の委員の任命について

美濃加茂市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 木 澤 孝 彦
生年月日

議第 4 2 号

美濃加茂市農業委員会の委員の任命について

美濃加茂市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 朝 日 修
生年月日

議第 4 3 号

美濃加茂市農業委員会の委員の任命について

美濃加茂市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 鈴 木 美 和
生年月日

議第 4 4 号

美濃加茂市農業委員会の委員の任命について

美濃加茂市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 日 比 野 和 彦
生年月日

議第 4 5 号

美濃加茂市農業委員会の委員の任命について

美濃加茂市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 坂 井 文 好
生年月日



Walkable City
Minakama